

## 議員提出議案

### 意見書

#### 関係機関に送付

○義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

(原案可決)

義務教育費国庫負担金制度は、2006年度から国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方が負担する3分の2の財源は、税源移譲と地方交付税による調整にゆだねられることになり、多くの道府県で財源不足が生じている。

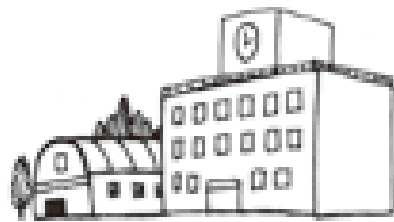
また、削減され続けている地方交付税で調整するのであれば、自治体の財政能力の格差も拡大していることから、各地方の教育水準格差は拡大し、「教育の機会均等」を大きく崩す事態となる。

仮に、税源移譲配分額が国庫負担削減額を上回る自治体であっても、その増額分が教育予算に配分される保障はない。

よって、安定的に教育予算が確保されるためにも、義務教育費国庫負担制度の維持・

拡充をはかり、負担率を2分の1に復活させることを要望する。

(提出先 内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣)



### 条例

#### 期末手当の引き上げ

○行田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決)

国の人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、本市一般職及び特別職の期末手当等の改定に準じて、議員の期末手当を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。

## 常任委員会の動き

### ○審査概要・活動

#### 総務文教常任委員会

当委員会では、付託を受けた3議案について審査を行い、原案のとおり可決しました。

また、請願1件については、採択としました。

○新市建設計画の変更について

**問** この変更に伴い、各種施策の見直し等はされたのか。

**答** 合併特例債の発行可能期間を5年間延長するとともに、財政計画の更新及び、新たに駅前広場の整備、斎場の整備改修、観光施設の整備改修を追加したものである。

**問** 合併特例債の発行可能期間が5年間延長となることにより、後年度負担をどのように考えているのか。

**答** 合併特例債は、その元利償還金の70パーセントが後年度に交付税措置される有利な起債であるが、あくまで借金である。これまでもそうした認識を持ち、後年度の負担に

も配慮しながら有効に活用してきたが、今後についても個々の施策に応じて、その活用を見極めた上で規律ある財政運営を図っていきたい。

○平成26年度行田市一般会計補正予算について

**問** 忍・行田公民館を建て替えないければならないと判断した理由は何か。

**答** 庁内で耐震化工事に係る検討を行った結果を踏まえ、施設検討委員会へ諮問した結果、新築の場合は、既存施設の改修を行う場合よりも効果が期待できるという判断がなされただけでなく、構造的にも避難所施設としての機能向上が図られるなどの総合的判



忍・行田公民館

断がなされたものである。なお、耐震改修を行った場合には、耐震部材が既存建物に付加されてしまうことにより部屋が分断されるなどの問題が起こってくる可能性があり、現在の建築基準にまで施設の性能を高めることは難しい。

このように、既存不適格の部分そのままにしながら耐震改修工事を行うことは総合的な利点に乏しく、今後老朽化に対する改修工事も想定され、これを実施する場合、既存不適格の部分も大幅に改修する必要も生じてくることなどを勘案し、今回の判断となったものである。

#### 建設環境常任委員会

当委員会では、付託を受けた5議案及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けた1議案について審査を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

○行田市斎場条例の一部を改